

## (農) あさひ 申し合わせ

### 1、法人の種類

平等の発言権と議決権のある農事組合法人を選択する。

### 2、組合員資格

#### (1) 黒鳥集落の農業者

農業者年金受給者（老齢年金は可）は加入できないが、大事な戦力として雇用する。

#### (2) 農地の利用権設定

原則（農）あさひ が小作契約を行なうこととする。

### 3、出資金

#### (1) 出資目標額

999万円を目標とする。（1000万円を超えると税率が変わる）

#### (2) 出資割合

1口 5,000円とする。

### 4、機械装備

#### (1) 平成19年に8条田植機2台を導入する。

県の補助事業を活用し、補助残を借入とする。

現有の田植機は各自で処分する。

当面、組合所有の田植機は、阿部敬一と吉井吉一が保管するものとし、保管料1台あたり30,000円を支払うものとする。

#### (2) 今後トラクター以外の主要農業機械は個人で更新しないこととする。

壊れたときは、組合へ作業委託するか、組合員同士で融通する。

#### (3) 平成22年にライスセンターの設置を行う。同時にコンバインを導入し、刈取・乾燥・調製作業を組合で行う。

### 5、営農計画

#### (1) 育苗

田植え作業の計画に基づき、必要枚数を各戸のハウスで育苗する。

#### (2) 肥料・農薬

統一資材を用いる。

#### (3) 品種別団地の設定

作業効率を高めるため複数品種を作付ける場合は、品種別に団地にする。

#### (4) 水管理

原則組合員が持ち込んだ農地については、持ち込んだ組合員が管理する。組合員が持ち込んだ農地以外は、原則組合員内で吸収するものとするが、出来ない場合は作業者の確保を図る。

(5) 草刈・除草・溝きり

原則組合員が持ち込んだ農地については、持ち込んだ組合員が管理する。

組合員が持ち込んだ農地以外は、原則組合員内で吸収するものとするが、出来ない場合は作業者の確保を図る。

(6) 耕起・代かき

各組合員で行う。

(7) 田植え作業

共同作業とし、日程は役員が決定する。

(8) 収穫

コンバイン導入までは、各組合員で行う。

(9) 乾燥調製

施設導入までは、各組合員で行う。

6、農産物の販売

J Aへの集荷とする。

組合員への販売（飯米・縁故米）を行う。

7、地代

(1) 支払地代

コシヒカリ1等2.5俵（概算払価格）とする。

黒鳥地区全体でのルールができた場合は、それに準ずる。

(2) 土地改良費

土地改良費は地主負担とする。

8、会計処理

農業会計簿記ソフト・給与計算ソフトを活用し、パソコンによる会計処理を行なう。

顧問税理士を置く。税金の申告は税理士に委託する。

9、加入保険

労災保険のみ加入する。（留保）

10、支払賃金

田植え作業の支払賃金は日給とし、1日（8時間）10,000円を支払う。

11、作業委託料

田植え作業以外については、組合員への再委託とし、再委託料は別に定める。

12、事務所

代表理事宅に事務所を置く。

13、特定農業法人（条件が整備されるまで留保）

特定農業法人の申請を行なう。

集落農家組合の半分以上の農地を、担い手である（農）あさひが耕作することで、特定農業法人の資格を取得できる。売上の9%を損金として農用地集積準備金の基金計上

し、5年間継続できる。基金は機械等を購入した場合、損金として取り扱われる。

#### 13、農業経営改善計画の認定申請

農業経営改善計画の認定申請を行なう。

農業経営改善計画は、5年後の法人の到達目標を定めるもので、主たる従業員の年間所得が市の定める基本構想に示す所得目標を確保することが求められます。

#### 14、組織形態

組織形態は次のとおりとする。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 代表理事 | 1名 |
| (2) 理事   | 4名 |
| 副組合長     |    |
| 会計担当     |    |
| 栽培担当     |    |
| 機械作業担当   |    |
| (3) 監事   | 1名 |

#### 15、集落農家組合との関係

集落の共同作業には、応分の出役を行い集落農地の保全に努める。

#### 16、集落個別担い手との関係

法人に加入しない認定農業者等個別担い手との関係は、次のようにする。

- (1) 個別担い手が利用権設定している農地は、法人は引き受けない。
- (2) 法人と個別担い手は、協力して農地の保全に努める。

平成18年12月3日 設立総会にて

#### 【特定農業法人】

ある程度まとまった農地を農業生産法人が引き受けることのできる仕組みが農業経営基盤強化促進法の中で作られており、農地を引き受ける農業生産法人を**特定農業法人**と呼んでいます。手続きは農用地の有効利用を図る組織として、以下の要件を満たす組織が農用地利用規程を策定し、市町村長の認定を受ける

- ・1号法人(あさひ)か、必要項目を満たす規約を有している団体
  - ・活動区域内の農地の権利を持つ者の2/3以上が構成員となっていること
- 農用地利用改善団体の農用地利用規程に特定農業法人(農地の受け手となるべき農業生産法人)に関する事項を定め、市町村長の認定を受ける(農用地利用規程は特定農用地利用規程となる)

この際、以下の要件を満たすことが必要

- ・法人への5年後の利用集積目標が地域の農地の過半以上であること
- ・法人の同意が得られていること
- ・構成員からの利用権設定等の依頼に確実に応じられること

☆ 税制上メリットがある反面、条件も厳格